

『新抄格勅符抄』記載の神封について—宇佐神封を中心に考察

河野泰彦

はじめに

一 本封・新封部成立の年代

『新抄格勅符抄』は、社寺諸家の封戸の戸数・所在・由来などを社寺ごとに示し、また封戸に関する太政官符を収めたもので、主体をなすのは、神寺諸家の封戸に関する大同元年（八〇六）の牒の抄出と思われる。⁽¹⁾

八幡大神・比咩神の封戸に関しては、『続日本紀』『東大寺要録』『宇佐大鏡』などに書かれているが、掲載漏れと思われる部分もあって、全体像を掴むのはむずかしい。この点『新抄格勅符抄』は戸数だけでなく、関係文書も収められていて、比較的まとまっている。しかし、記載内容に不可解な点が多いので、他の史料と照合しながら考証することが必要である。

（一）神封部 合 四千八百七十六戸

率河神から益敷神まで一七〇社の神封数とその注に所在国・奉充年が記載されている。これに基づいて、記載の神封（本封）の奉充年代を古い順から挙げると

注

(1) 『国史大辞典』吉川弘文館

天平三 （七三二） 氣比神

七 (七三五)

乙訓神

天平勝宝元(七四九)

大和神

天平宝字二(七五八)

伊豆三嶋神

三(七五九)

住吉垂水神

八(七六四)

大国魂神、菅生神

天平神護元(七六五)

大和神、桜嶋神、氣比神(『氣比宮

社伝旧記』)、劍御子神(『統紀』宝龜

(二)、伊曾乃神、大神々、御歲神、

大依羅神、高鴨神、住吉垂水神、

鵠御祖神、杵築神、大祝詞命神、

韓神、川田神、荒田神、春日神、

三尾神、大和神

二(七六六)

恩智神、大山積神(『統紀』)、熊野

牟須美神、速玉神、日向神、氷川

神、伊曾乃神

神護景雲元(七六七)

松尾神、大嶋神(同年?)、奥石神(

同年?)、花長神(同年?)

四(七七〇)

麻氣神、波多彌井神、高宮神

金山彦神、飯道神、甘南備神、小

宝龜二 (七七一)

野神(『統紀』、宝龜三)

三 (七七二)

劍御子神(『統紀』、宝龜二)

四 (七七三)

伊波刀和氣神、白河神、伊具波夜

別神、月山神、丹生川上神(『統紀』)

七 (七七六)

椎前神

十 (七七九)

高大彦神

天応元 (七八一)

墨坂神、越知神

延暦元 (七八二)

鹿嶋神(陸奥)

()内は『新抄格勅符抄』以外の史料

『新抄格勅符抄』神封部に奉充年代が記入されてないが、他の史料に記載されているもの、

持統天皇六(六九二)

笥飯神(『日本書紀』)

天平十二(七四〇)

八幡大神「二〇戸」(『東大寺要録

卷四、『宇佐八幡宮弥勒寺建立緣起』、

『八幡宇佐宮御託宣集』)

十八(七四六)

八幡大神「三位、四〇〇戸、水田

二〇町」(同右)

天平勝宝二(七五〇)

八幡大神「一品八〇〇戸一今加三

八〇戸、位田八〇町今加三〇町」

比咩神〔二品六〇〇戸、位田六〇

町〕(『続紀』)

天平神護二(七六六) 比咩神〔六〇〇戸〕(『続紀』)、野

間神(『続紀』)

神護景雲二(七六八)

石上神(『続紀』)

神封(本封)の奉充は、持統天皇から延暦元年の間におこなわれ、とくに八世紀の後半に集中している。神封設定の理由は後に述べるのでここでは省略する。冒頭に「大同元年牒」

(八〇六)と書かれていることから、この牒によつて作成作業が開始されたと思われる。そのうち、(一)神封部について、延暦元年頃までの神封を記載しているので、延暦元年か延暦

元年に近い年代までに奉充された神封が記載されていると考えられる。このことについて、飯田瑞穂氏は、内題の大同元年牒という年代は考慮の外に置いて、内容によつて各部分の示す成立年代を中心に考えられている。その上限については、同書に「率河神 六戸 左京四戸 丹後国二戸」とある率河神は、大和国添上郡にある神社ということから、率河神の神戸があつた左京は、平安京でなく、平城京の左京(神戸が神社所在地と同國にあるという原則にたてば)とされた。した

がつて記載は長岡京遷都(延暦三)以前ということになる。

下限については、同書に「春日神 廿戸 天平神護元年」

とある一方、延暦二〇年九月二十二日の太政官符に「停止春

日神神封 廿戸」とある。したがつて記載は廿戸が停止され

る前、すなわち延暦二〇年以前の記録と考えられる。さらに、

『続紀』などの記録(年代順に記載)から、本封は延暦元年以

前では、一社の例外もなく本書に記載があると考えられるのに、同四年以降になると一社もこの部分にも記載されていない(延暦四年以降は新封)。このことからも本書の神封部(一)(本封)に示されている神戸は、延暦初年までの状態といえるのではなかろうか。⁽¹⁾

宇佐八幡神封の奉充も天平十二年(七四〇)から天平神護二年(七六六)の間で、八世紀の中頃に集中している。

(二) 太政官符四通

四通の年代は、延暦十七年から同二〇年の間にある。このうち八幡大神、比咩神に関する文書は、延暦十七(七九八)・十八年(七九九)の二通であるが、延暦十七年十二月二十一日の太政官符には、後の大同三年の騰勅符が挿入されている。作成作業の段階で挿入したものか疑義を抱く。

(三)諸神新封 本封之外合加私注付

伊勢大神から熱田神まで二十三神(熱田神については、注に尾張国の年紀に見えないとある)の二六四戸の新封が記載されている。このうち、「注」奉寄の年代が記載されているのは、最初の「伊勢大神・天慶三年八月二十七日奉寄了」と二〇番目記載の「伊佐那支命神・同年九月十三日官符」の二神のみで、他の二十一神には記載がない。この伊勢大神と伊佐那支命神との間に記載された八幡大菩薩から大山積神までの十八神は年代の記載がないが、つきの伊佐那支命神に「同年」と書かれていることから、同年は「伊勢大神の天慶三年」とみることができよう。したがつて、伊佐那支命神より前の新封は、天慶三年奉寄と考えられよう。

伊佐那支命神以降の比叡神、金山彦神については、確定できないが、同様に天慶三年(九四〇)、またはそれ以降と判断する。なぜならば、延暦初年から天慶三年までの間の新封に関する記録として、『続日本後紀』承和三年(八三六)に陸奥国白河郡の黄金神に封戸二烟を、同書・同年、出羽国飽海郡の大物忌神に神封二戸を、『文徳実録』・仁寿三年(八五三)に氣多大神に封戸一〇烟を奉充したことが六国史に記載され

ているのに、『新抄格勅符抄』(三)――(諸神新封)には記載されていない。これは脱漏ではなく、この間の新封は記載されていないと考える。したがつて、この箇所(三)――(諸神新封)に記載されたのは、天慶三年(九四〇)以降の新封と考えられる。飯田瑞穂氏は、伊勢大神加封のうち、天慶三年は記載されているが、天禄四年九月(九七三)に寄せられた安濃郡が見えてないので、この部分(三)――(諸神新封)の成立はそれ以前であることを推定してよいと述べられ、また「石清水 廿戸」について、『日本紀略』の天慶三年八月二十三日条に「奉封戸廿五烟於石清水八幡宮依祈兵乱」とあり、天暦六年(九五二)二月八日朱雀上皇御告文にも「天慶三年八月廿八日乃宣命爾御封戸廿五戸且奉寄と申」とあり、戸数の点で五戸の違いがあるが両者は本書と同じものを指したと見てよいであろう。同社には天暦六年(九五二)二月にも二五戸が寄せられており、更に寛仁元年三月(一〇一七)にも一〇〇戸が施されているが、これらがここに加えられていないことは、この部分(三)――(諸神新封)がそれ以前の状態を示しているためと解してよいであろう。この箇所(史料三)の内容を示す年代は、この天慶三年八月(九四〇)以降となり、下限は天暦六年二月(九五二)

におき得るであらうと述べられている。⁽³⁾

注

(1) 「新抄格勅符抄に関する考察」飯田瑞穂『芸林』一〇ノ六

(2) 諸神新封の「石清水 廿戸」について、『日本紀略』天慶三年八月二三日条に「奉戸廿五烟於石清水八幡宮依祈兵乱」とあ

り、天慶六年(九五二)二月八日朱雀上皇御告文にも「天慶三年八月廿八日乃宣命爾御封戸廿五戸且奉寄と申」とある

(3) 注1に同じ

二 神戸奉寄の理由

宇佐八幡神に奉寄された封戸を史料からみると、

(一) 『東大寺要録』卷四所収の「太政官符」弘仁十二(八

二二)年八月十五日、「宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起」

『八幡宇佐宮御託宣集』

天平十二年依大軍事、馳遣勅使、奉~~二~~十戸宣神宝及造

寺度僧

(二) 『東大寺要録』卷四所収の「太政官符」弘仁十二(八

二二)年八月十五日、「宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起」

是日宛八幡大神廿五烟
奉八幡比咩神封六百戸。以神願也。

(七) 『続日本紀』天平寶字八年(七六四)九月癸亥条
奉八幡比咩神封六百戸。以神願也。

(八) 『新抄格勅符抄』太政官符 大宰府 延暦十八年十一月五日

天平十八年天皇不豫、禱祈有驗、即徐三位、封四百戸、度僧五十口、水田二十町

(三) 『続日本紀』天平勝宝二年(七五〇)・二月戊子条

奉宛一品八幡大神封八百戸 前 四百廿戸 今加三百八十戸 位田八十町(前五十町 今加三十町)

二品比咩神封六百戸 位田六十町

(四) 『続日本紀』天平勝宝六年(七五四)・十一月甲申条

(前略)其封戸位田并雜物一事已上、令大宰檢知焉

(五) 『続日本紀』天平勝宝七年(七五五)・三月丁亥条

八幡大神託宣曰。神吾不願矯託神命。請取封一千四百戸・田一百四十町。徒无用如捨山野。宜奉返朝廷。

唯留常神田。依神宣行之。

(六) 『続日本紀』天平寶字八年(七六四)九月癸亥条

是日宛八幡大神廿五烟

右得府解僞。民部省符所載封戸。其数如件。(略)未知

省符所載十戸若為処分者。今檢案内。十戸之封。漏於

官符。宜依省符。莫有減省。

(九)『新抄格勅符抄』一諸神新封 八幡大菩薩 三十戸

豊前国十五戸 日向国十五戸(豊前国は豊後国の誤り)

この史料のうち、(一)は、藤原広嗣の乱の報賽、(二)は、

聖武天皇病氣祈禱靈驗、(三)は、神託により大仏鑄造の黄金

発見、(六)は、恵美押勝の乱、(九)は上述したように、天慶

三年のこととと考えられるので、承平天慶の乱に關してである。

このことから、つぎのように纏めることができる。

一、凶賊討伐—史料(一)(六)(九)、宇佐八幡神以外では、

延暦元年五月壬寅条 陸奥国言。祈禱鹿嶋神。討揆凶

賊。神驗非虛。望賽位封。勅奉

授勅五等封二戸。(『統紀』)

天慶三年八月廿七日 伊勢大神 封戸三十戸 八幡大

菩薩三十戸(『新抄格勅符抄』)

(承平天慶の乱) この年伊勢大神の他多くの神に

も、新封が充てられている

二、政治的重要な問題—史料(二)・(三)、宇佐八幡神以外で

は、

承和三年正月乙丑

詔奉充陸奥国白河郡從五位下勲十

等八溝黃金神封戸二烟。以應國司
之禱。令採得砂金。其數倍常能助

遣唐之資也。

三、祈雨など、農業生産にかかわる問題

宝龜四年五月丙子条 充丹生川上神戸四烟。以得嘉澍

也(『統紀』)

雨乞い社(官社)—降雨・農業經營の安定—八十五社の中、
『新抄格勅符抄』神封部に記載されている神はつぎの通り

である。

山城国—賀茂別雷社、賀茂御祖社、松尾社、(稻荷社
—新封)

大和国—大和社、大神社、広瀬社、龍田社、都祁山口

社、長谷山口社、忍坂山口社、宇陀水分社、
畠火山口社、吉野水分社、丹生川上社

河内国—枚岡社、恩智社、住吉社、大依羅社、難波大
社、廣田社、生田社、長田社、新屋社、垂水

雨乞い社を、さらに役割(機能)別に分類すると、

○甘葉、辛葉を天皇の御膳に奉仕する御県の守護神

御県坐皇神——高市、葛木、十市、志貴、山辺、曾布

に鎮座する御県神

○天皇の宮殿の用材を供給する地の守護神

山口坐皇神——飛鳥、石村、忍坂、長谷、畝火、耳無

に鎮座する山口神

○年穀の豊穰をつかさどる守護神

水分坐皇神——吉野、宇陀、都祁、葛木に鎮座する水

分神

これらは、国家的要請に連なる驗が顯著であった神社である。大閑邦男氏は、降雨、凶賊討撲ということは官社に認定される際の条件の一つでもあるが、そうした官社のうち、当

該期の政治状況に応じ、特に有用とみなざれる驗を示した神に対して神戸が設定されたものと思われる。だが、そこには明確な基準原則といったものは無く、当該期の政治状況に応じ、その都度設定されていったのである。認定するのが誰

（略）

一大宰神封
大神神 六二戸

矢田神 合四八七六戸

率河神 六戸
伊勢大神 一一四〇戸

（略）

なのかも問題である。史料「勅奉授勲五等封二戸」（『統紀』）に示されるように、国家的要請に連なる驗を示すと所司が認

定した後、天皇に奏上され、最終的には天皇によって神戸の設定が命じられたのではなかろうかと述べられている。
⁽¹⁾

注

（1）『神戸についての試論』大閑邦男『国学院雑誌』第九五卷 第

二号

三 宇佐八幡神の神封数

『新抄格勅符抄』は、三つの内容から構成されている。

（一）神封部

神封部 合四八七六戸

八幡神 一六六〇戸 可定一四三〇戸
一品八幡大神 封八〇〇戸 位田八〇町

二品比咩神 六〇〇戸 位田六〇町

(二) 太政官符

(ア) 太政官符 太宰府

一 応納府庫八幡大菩薩封一千四百戸位田百四十町事

右検案内。去天平勝宝七歳三月廿八日下符備。

得府解備。豊前国司解備。宇佐郡司解備。部下

百姓津守比刀申云。八幡大神託已宣。吾不領物乎

神乃受氏无所用。徒如捨於山野。封戸朝庭返奉。

神波常所給神田之乃美被給半者。府遣使覆勘每事得

実。仍具状申送者。官判隨神教命。其封戸調庸及

位田。暫充造神宮寺料者。自今以後。宜納府庫。

依大同三年七月十六日騰勅符神宮司国司當國司等

相共出納

延暦十七年(七九八)十二月廿一日

(イ) 太政官符 太宰府

一 八幡大菩薩并比咩神封一千四百十戸

右得府解備民部省符所載封戸。其數如件。(略)未

知省符所載十戸若為処分者。今検案内。十戸之封。漏於官符。宜依省符。莫有減省。

一 比咩神封六百一十戸 同前一千四百十戸之内

右同前解備。豊前国司解備。神宮司申云。前件封物。与大菩薩封共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。所中有矣。謹請處分者。右大臣宣。奉勅。

宜府官檢校割充祭料。所殘雜物便納神宮。仍即府

官宮司相共出納。

延暦十八年(七九九)十一月五日

(三) 一諸神新封 本封之外合加私注付

一 八幡大菩薩 三〇戸 豊前国十五戸 日向国十五戸(

私注豊前国は豊後國の誤り『宇佐大鏡』)

上記の史料は宇佐八幡神に關係する部分を抜粋したものである。この紀述のなかには、つぎの問題点がある。

① 上記史料(一)、(三)が記録された時期はいつか。

② 「八幡神一六六〇戸(一四三〇戸)」と「一品八幡大神

封八〇〇戸、二品比咩神 六〇〇戸」との關係及び、

神封四八七六戸のなかに大宰神封が含まれるか。

①については、「一本封・新封部成立の年代」のところで述べたので、結論のみに留める。(一)の本封は、延暦元年以

前に奉充された神封で、(三)の新封は天慶三年以降天暦六年の間に奉充された神封である。

(2)については、八幡神封は一六六〇戸と書いてあるが、つぎに「一品八幡大神 封八〇〇戸、二品比咩神 六〇〇戸」とも書いている。書式からみると、一六六〇戸の内訳として八幡大神封と比咩神封に分けて書かれたようと思われるが、一六六〇戸は、八幡大神封と比咩神封の計一四〇〇戸と一致しない。「注」に一四三〇戸とあるがこの数も一致しない。

「可定一四三〇戸」と書かれているのは、記録者が一六六〇戸に疑義を抱き、一四三〇戸に修正したのではないだろうか。

一四三〇戸は、八幡神八〇〇戸と比咩神六〇〇戸(『統紀』天平勝宝二)に天慶三年の新封三〇戸を合わせた数と一致する。しかし、本封の記録は、上述したように延暦初年(元年)頃までの封戸数であるから三〇戸の新封は含まれない筈である。次に他の神々には、神封のみで、位田の記載がないのに、八幡神のみ位田の記載もある。さらに神封部の最初(率河神の前に)には「一」の符号がつけられてないのに、大宰神封にのみ「一」の符号がつけられている。このように考えると、八幡神の記述にはかなりの混乱があることがわかる。

| 史料 (番号) | 年 代 | 八 棚 大 神 | | 比 哉 神 | |
|------------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 封 戸 | 位 田 | 封 戸 | 位 田 |
| | | 寄進・奉辻 計 | 寄進・奉辻 計 | 寄進・奉辻 計 | 寄進・奉辻 計 |
| (1) | 天平12(740) | 20寄進 | 20 | | |
| | 不詳 | | 30寄進 | | |
| (2) | 天平18(746) | 400寄進 | 420 | 20寄進 | 50 |
| (3) | 天平勝宝2(750)2.29 | 380寄進 | 800 | 30寄進 | 80 |
| (5) | 天平勝宝7(755)3.28 | 800奉辻 | 0 | 80奉辻 | 0 |
| (6) | 天平宝字8(764)9.29 | 25寄進 | 25 | | |
| (7) | 天平神護2(766) | | | 600寄進 | 600 |
| (8) | 延暦18(799)11.5 | | | 10追加 | 610 |
| (9) | 天慶3(940) | | | 30新封 | 640 |

[1410とすべき兩
10戸書き漏らす]

史料(1)(2)は『東大寺要錄』卷4、『宇佐八幡弥勒寺建立縁起』、『八幡宇佐御託宣集』(3)(5)(6)(7)は『統日本紀』一本文は「二 神戸奉寄の理由」(8)・(9)は『新抄格勅符抄』一本文は、「三 宇佐八幡神の神封数」に掲載

そこで、『続日本紀』『東大寺要録』『宇佐大鏡』などの史料をあわせて考えてみる。なお、これらの史料は、「二神戸奉寄の理由」及び、「三 宇佐八幡神の神封数」に掲げたので、ここでは、本文を省略し、神封数を年表に纏めた。

上記『続日本紀』などの史料のうち、史料(3)では天平勝宝二年の神封は、八幡大神八〇〇戸(一・一・三の計)、比咩神六〇〇戸と書かれている。この合計一四〇〇戸は、延暦十七年の太政官符に「八幡大菩薩封一千四百戸」と書かれているのと一致している。その一四〇〇戸は同太政官符に、天平勝宝七年、朝廷に返上したとあるが、これも史料(5)と一致する。延暦十八年の太政官符(史料8)には、「一〇戸の漏れを補い「八幡大菩薩宮并比咩神封一千四百一十戸」と記され、さらに、「一比咩神封六百一十戸 同前一千四百十戸内は春秋の祭料に割充てる」と記されている。これからみて、補充の一〇戸は比咩神封に含まれる。

延暦十七年の太政官符によれば、朝廷に返上した封戸一四〇〇戸の調庸と位田の収益は延暦十七年(七九八)十二月二十日までは神宮寺造當料に充てられ、その後は府庫に納める。大同三年(八〇八)七月十六日の騰勅符により、神宮司国司当

国司等が共に出納するとある。ここで二つのことが考えられる。(1)は、一旦神封を返上し、一時、神宮寺造當料に充てたが、結局、大宰府の管理下に置かれて存続した。(2)は、神封を返上した結果、封戸は皆無(常神田は残存)になり、祭料に事欠くことになったので、復活したということである。(1)の考えにたてば、存続したので、延暦十七年の太政官符記載の神封、八幡神八〇〇戸・比咩神六〇〇戸(八幡大菩薩封一四〇〇戸)の記述に合致する。しかし、『続日本紀』(史料7)に「天平神護二年(七六六)四月丙申、奉八幡比咩神封六百戸以神願也」とあるので、比咩神封は、存続した比咩神封六〇戸と合わせて、一二〇〇戸にならなければならないのでこの考えは適当でない。(2)の考えにたてば、天平神護二年に、比咩神封六〇〇戸を奉寄したのは、返上後の復活ということになる。八幡大菩薩宮(八幡大神)封の復活を示す史料は、史料(6)『続日本紀』天平宝字八年(七六四)九月癸亥条に二五烟が奉充されているのが唯一であるが、八〇〇の戸数と合わない。したがって比咩神封のみの復活ということになる。これは上記延暦十七・十八年の太政官符に記された神封数一四〇戸または一四一〇戸と矛盾する。この問題について、中野

幡能先生は、「比咩神の封戸（六〇〇戸）は常神田になり、大神封戸は公家に返し、造宮造寺料になつた」、「返上した封戸一四一〇戸は再び旧に復している」「大同元年にみる封戸戸一四一〇戸が⁽³⁾〔戸一四一〇戸は再び旧に復している〕と述べられている。この説では、返上した比咩の復活が⁽³⁾〔戸一四一〇戸は再び旧に復している〕と述べられている。この説では、返上した比咩封六〇〇戸は常神田に変わり、大同元年には一四一〇戸が復活したということである。まず、比咩神封が常神田として残つたとされる点は、中山重記氏が述べているように、封戸（課口）が対象で戸数をもつて呼ぶと神田（土地が対象で作田をもつて呼ぶ）は別個のものである（莊園化して御封田と呼ぶことがあるが、十世紀以降のこと）からこの考えは適当ではない。したがつて八幡大神・比咩神の神封はすべて返上されたと考える。⁽⁴⁾

つぎに、大同元年に一四一〇戸が復活したとされる点で、大同元年とされたのは『新抄格勅符第十卷抄神事諸家封戸大同元年牒』を根拠にされ、一四一〇戸は延暦十八年の太政官符を根拠にされたと思われる。一四一〇戸の内訳は、八幡大神八〇〇戸、比咩神六一〇戸であるが、先に述べたように、比咩神封六〇〇戸復活（再奉寄）の史料はあるが、八幡大神八〇〇戸の復活を示す史料がないので納得できない。『続日本紀』の「天平神護二年（七六六）四月丙申。奉八幡比咩神封百戸以神願也」淡路石見二国飢賑給之の記述から、中野幡能先生は、比咩神封六〇〇戸の再奉寄を認めず、すでに存在した比咩神封六〇〇戸によつて二国に賑給したとされるが、これは博士独自の読みで、『類聚国史』『古事類苑』には、二国に賑給したことは記していない（『神願也』で切れ、淡路石見以下と続かない）し、比咩神封の再奉充は延喜の学聖も明治の学匠も認めている。⁽⁵⁾

比咩神封六一〇戸（一〇戸は漏れによる補充分）については、十一世紀以後の史料であるが『八幡宇佐宮御託宣集』威七小倉山社部下に、「依天平勝宝七年二月十五日託宣、以八百余戸奉辺公家、即宛造宮造寺料、所遺封六百余戸也」とあり、宇佐大鏡には、「但封千四百十戸内 八百十戸辞給、已大神分 六百戸二季祭料留、已比咩神分」と書かれている。これによれば、一四一〇戸のうち、奉辺の際、比咩神封六〇〇戸は二季の祭料として留められたことになるが、八幡大神・比咩神の両封はともにすべて奉辺され、その後、天平宝字八年（七六四）に八幡大神に二五戸（史料6）、天平神護二年（七六六）に比咩神封六〇〇戸が再度奉寄されている。

さきに問題を提起した②神封部合四八七六戸の中に、大宰神封が含まれるかについては、大宰神封を除いた神封数・四〇二四戸(目原二神・葛木御縣神は神封数の記載がないので含まれない)に、大宰神封のうち八幡神以外の神封数二〇〇戸を合わせると四二二四戸となり、四八七六戸との差が六五戸になる。このなかに、神封数不明の二神封が含まれるが、これは、全体的にみてあまり大きな数とは考えられないこと、また各神の神封の記録にも脱漏があるものと考えられるが、これも飯田瑞穂氏の考証の結果を考えれば、それほど大きな数とは思われない。したがつて、六五二戸の中には、比咩神六〇〇戸が宇佐八幡神封として含まれていると考えられる。

大宰神封が含まれないとする説は、『新抄格勅符抄』神封部(本封)に書かれている「八幡神一千六百六十戸」を根拠にしている。たしかに、一六六〇戸とすると神封部「合」は五八八四戸になり四八七六戸を超える。(八幡大神 封八〇〇戸・比咩神 六〇〇戸は重複するので除外)しかし、「八幡神一千六六〇戸」は次ぎの「一品八幡大神封八百戸 二品比咩神六百戸」の計とは合わず、さらに一六六〇戸を裏付ける他の史料も見当たらぬ。また本封「注」の一四三〇戸には、

諸神新封(天慶三年)の三〇戸が含まれ重複していること、延暦十七・十八年の太政官符二通をとくに掲載し、しかも延暦十七年(七九八)の太政官符には、大同三年(八〇八)の騰勅符が挿入されていること、このほか八幡神のみ位田の記載があることなどを考えれば、記述に一貫性がなく、混乱しているようと思われる。この原因は、神封部記載の際、八幡神、比咩神については、奉辺、復活(再奉寄)など複雑な経過があり、過去の記録を正確に把握されないまま記述し、それを補足する意味で太政官符二通を掲載したのではないだろうか。したがつて、八幡神一六六〇戸は信憑制がないと考える。

神封部の「合」は記載された各神の神封の合計であつて、当然、大宰神封は、合四八七六戸に含まれていると思う。仮に含まれていないとするならば、神封部「合」何戸と書かれているのと同様に、大宰神封にも「合」何戸と記載されるべきではないだろうか。

結局、八幡神封(比咩神封)は、六〇〇戸に本封以後に追加された漏れの一〇戸と天慶三年の奉寄と思われる新封三〇戸を合わせた六四〇戸―宇佐大鏡の記載と一致―が宇佐八幡神の封戸数である。なお、このほかに、天平宝字八年に、八幡

大神に奉寄された二五戸がある。⁽⁹⁾

注

(1)『続日本紀』神護景雲元年九月十八日(七六七)

乙丑。始造八幡比売神宮寺。其夫者便役神寺封戸。限四年畢功。

(2)・『宇佐大鏡』のなかの、角田・津隈・貫・到津・勾金の庄

(本御庄十八箇所の中の豊前五庄)は、御封田を相博立券して

成立している(十二世紀前半)ので、これらの地域に封戸が存

在したと考えられる。そこで、①それぞれの田数から封戸数

を算定する。角田以下の庄の御封田の面積の計は四三〇町三

反四二である。比咩神封の場合、宇佐郡内封四郷(二〇〇

戸)は田数約七六二五反、国崎郡起請御封田(六五戸)は一六

二九反で一戸平均宇佐郡は三八反、国崎郡は二五反。角田等

の五庄の御封田から封戸数を算定すると、四三〇三反÷三八

＝一三(戸)、または四三〇三÷二五＝一七二(戸)になる。

八幡大神封が八〇〇戸であるから、豊前国五庄の一ー三戸ま

たは一七二戸はあまりに少ない。

②法規からみれば、延喜の民部式では「凡そ封戸は正丁四人・

中男一人を以ちて一戸と為し神寺の封丁は五・六丁の例に依

れ」とある。(一郷五〇戸、課口正丁二〇〇人、中男五〇人

計二五〇)封戸の口分田が御封田に移行したと仮定すると、封戸一戸の口分田の班給は二反×課口五人＝一〇反と、六才以上の不課口の口分田の計である。例として下総国葛飾郡大

鳴郷戸籍の中、鳥俣里の孔主部佐留の戸の口分田みると、

男は二反×一一人＝一二反、女は一反一二〇歩×一〇人＝一

三反一二〇歩、両者の計三町五反一二〇歩になる。また沢田

吾一氏の研究(『奈良朝時代民政經濟の数的研究』―中山重

記・大分県地方史一一号に掲載)によれば一郷の口分田を

一九〇町五反と計算されている。したがつて一戸平均の口分

田は約三町八反になる。これから豊前五庄の封戸数を算定す

ると、四三〇三反÷三八＝一三戸となり『宇佐大鏡』から

算定したものとたまたま一致する。以上のことから豊前国五

庄の御封田から算定した封戸数は、八幡神封八〇〇戸とはか

なりかけ離れているし、天平宝字八年に八幡大神に二五戸奉

寄されている以外に八幡封戸に関する史料がないので、八幡

神封八〇〇戸は存続した、あるいは返上後再奉寄せられたとは

考えられない。

(3)『八幡信仰史の研究』上 中野幡能 吉川弘文館 二三七・

(4) 「宇佐八幡宮封戸と位田の再検討」中山重記『大分県地方史』

一一二号

(5) 同右

(6) 神戸一戸の神社は三〇社、二戸の神社は三六社、一〇戸以下の社は一二九社(全体の七七%)にのぼる。また二神の前後に記載している神はいずれも数戸である。

(7)

・伊勢大神、劍御子神、伊曾乃神、住吉神、氣多神、小野神、鹿嶋神、丹生川上神、大鳥神、鹿嶋神(常陸)、栗鹿神の神封

—本書以外の記録によつて裏づけられるのはほぼ以上のようなものである。以上の検討から導かることとして、この部

(8) 「新抄格勅符抄に関する考察」飯田瑞穂『芸林』一〇の六

神封部合四八七六戸、これは神戸数の合計と考えてよいであろう。ところで大宰神封を含めて第一段の神戸数を計算すると五八八四戸(戸数不明の日原神、葛木御縣神は除く)となってこの数をはるかに超えてしまうので、一応この合計に大宰神封は含まれていないと考えなければならない。そこで大宰神封を除いて計算すると四〇二四戸となつて今度は逆に総計に八五〇余戸の不足を生ずることになる。このことから或はこの部分には少からぬ脱漏のあることも予想しなければならないであろう。当時の神戸に関する記録は極めて乏しいので

本書以外の史料によつて脱漏した神戸を復元することは殆ど注の計のいづれが正しいか不詳

を置き得るといふことができよう。

(神封数)

(神封の注の計)

一一三〇

一一三〇

大和神 三三七

三三七(勝宝元三〇〇、二七

戸は奉充年見えず、大和二〇、

一〇、神護元奉充尾張七、常

陸一〇〇、出雲五〇、武藏五

〇、安芸一〇〇

住吉神 二三九

二一九

高鴨神 五三

五一

住吉垂水神 二二

二一

三(判明分のみ記載か?)

伊勢大神 一一三〇
氣比神 二四五

不可能である。もしこの八五〇余戸の不足が神戸一戸二戸を有する社の脱漏によって生じたものとすれば、厖大な数の神社が欠脱していることになって問題であるが、そうまで極端に考える必要はないであろう。大宰神封に関して若干の疑問があり、更に総計の数自体にも写誤等の懼れがないとはいえない、この不足はさほど重視すべきものではないと思われる。

飯田氏は、「八幡神一千六百六十戸」を採られ、神封合計をすると五八八四戸になるから、四八七六戸を超えると述べられている。しかし、図書の注③では、「一六六〇戸の数には誤りがあるとも考えられ、或いは六〇〇余戸と訂正すべきかもしれない。そうすれば、総計は大宰神封を入れて計算した数とほぼ一致することになる」と記されている。

『神戸・神郡』（神道史叢書）岩橋小弥太一九七一

『古事類苑』に「神戸ハカムベト云フ、神社三隸スル封戸ニシテ租庸調ヲ納ルゝモノナリ」「平城天皇ノ朝ニ至リテハ全国ノ神戸凡ソ七千有余ニ及ベリ」——根拠は『新抄格勅符抄』第十卷大同元年の牒「神封都合四千八百七六戸」——大宰神封として別掲したものを除外しての数と思われる。そこで四八七六十三二六〇（大宰神封）＝八一三六戸、三二六〇戸は八幡

比咩神封とそれ以外の神封二〇〇戸（八社）の計であるが、八幡神封三〇六〇戸には重複がある。（八幡神一六六〇と一品八幡大神八〇〇と二品比咩神六〇〇の計三〇六〇）この重複を省けば、四八七六十一八六〇（二〇〇十一六六〇）＝六七三六戸となり、『古事類苑』の七千有余にほぼ合う。

岩橋氏も飯田氏と同様八幡神一六六〇戸を採られ、さらに、そうすれば神封の合計が『古事類苑』の七千有余にほぼ合うという点から裏付けられている。しかし『新抄格勅符抄』に記載されている新封は天慶三年から天暦六年の間であるので、延暦元年頃（本封記載年の下限）から天慶三年までの間と天暦六年以降は記載されていない。したがって、これらを含めると可成の数になるとと思われ（伊勢大神封は本書と延喜式太神宮式の規定とに、志摩に一戸の差、伊勢では本書の一一一〇戸に対し式では一八三一戸とあってかなりの差があるが、これは平安初期の神郡の増加によるものであろう）、宇佐八幡神（比咩神）封の一六六〇戸を六〇〇戸にしても平安初期の神封増加分を含めると、『古事類苑』の七千有余に近い数になると思う。

(9) 注2に記載した豊前国五莊が八幡神封二五戸に関係があるよう

に推測されるが、神封数と御封田の面積との関係からみると問題がある。

おわりに

この小論において、とくに論述したことは、

①八幡大神封と比咩神封一四〇〇戸は、厭魅事件に関連して、託宣によって朝廷に返上された。

②その後、八幡大神封二五戸比咩神封六〇〇戸が再び奉寄された。

③比咩神封に一〇戸の漏れがあったので補充し、六一〇戸になつた。

④比咩神に新封三〇戸が加増され六四〇戸になつた。

⑤宇佐八幡は、伊勢大神と並んで神封がもつとも多い。これは政治的に緊迫した状況のなかで、もっとも有用な験を示し国家の要請に応えたからである。

以上の五点であるが、なお、疑問点として残ることは、

①八幡神封一四〇〇戸と位田一四〇町を返上したのに、『宇佐大鏡』には位田一四〇町が記載されている。

②八幡大神に二五戸が奉寄されているが、『新抄格勅符抄』

には記録されていない。脱漏であろうか。

③『新抄格勅符抄』に八幡神封一六六〇戸が記載されているが、その出典が不明である。

④『新抄格勅符抄』に掲載されている太政官符の封戸数一四一〇戸は、官符であるので間違いない筈であるが、後の記録である『宇佐大鏡』などからみて、どうしても納得できない。

なお、比咩神封の所在地については、先学のご高著⁽¹⁾に発表されているので割愛させていただくことにする。

本稿については、我田引水の誹りを免れないが、敢えて拙稿を発表し、ご教示を仰ぎたい。

注

(1)『八幡信仰史の研究』中野幡能 吉川弘文館

『九州莊園の研究』『莊園公領制の成立と内乱』工藤敬一 思文閣出版

「宇佐宮莊園の成立過程」(拙稿『大分県地方史』創刊号)